製造業であること 常時使用する従業員の数が21人以上

(1) 騒音規制法施行令別表第1

一金属加工機械		
1	圧延機械 /医型機械	
<u> </u>	(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る)	
П	製管機械	
Λ	ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)	
Ξ	液圧プレス (矯正プレスを除く)	
木	機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る)	
^	せん断機 (原動機の定格出力の合計が3.75kW以上のものに限る)	
٢	鍛造機	
Ŧ	ワイヤーフォーミングマシン	
IJ	ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	
=		
1	空気圧縮機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	
П	送風機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	
=		
1	土石用又は鉱物用の破砕機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	
П	土石用又は鉱物用の摩砕機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	
/\	土石用又は鉱物用のふるい (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	
=	土石用又は鉱物用の分級機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)	

四織機		
五 建設用資材製造機械		
コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る)		
アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)		
六 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)		
七 木材加工機械		
イ ドラムバーカー		
チッパー (原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る)		
ハ 砕木機		
_ 帯のこ盤 (製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用は2.25kW以上のものに限る)		
ホ 丸のこ盤 (製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用は2.25kW以上のものに限る)		
へ かんな盤 (原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る)		

- 九 印刷機械(原動機を用いるものに限る)
- 十 合成樹脂用射出成形機
- 十一 鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)

(2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第13

_	コンクリートブロックマシン
=	製びん機(原動機を用いるものに限る)
Ξ	ダイカストマシン